

新潟市岩室健康増進センター条例（平成16年12月24日条例第60号）

最終改正：平成19年3月26日条例第25号

改正内容：平成19年3月26日条例第25号

○新潟市岩室健康増進センター条例

平成16年12月24日条例第60号

改正

平成18年12月21日条例第71号

平成19年3月26日条例第25号

新潟市岩室健康増進センター条例

（設置）

第1条 市民に保健及び保養並びに交流の場を提供することにより、余暇活動、健康の増進及び福祉の向上に寄与することを目的として、新潟市岩室健康増進センター（以下「センター」という。）を新潟市西蒲区石瀬3331番地1に設置する。

（施設）

第2条 センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) 浴室
 - (2) 休憩施設
- （休館日）

第3条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(1) 毎月の第2水曜日及び第4水曜日並びに6月及び9月の第4木曜日（それらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日）

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

（開館時間）

第4条 センターの開館時間は、午前10時から午後8時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

（利用の制限）

第5条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、センターの利用をさせない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合
 - (2) センターの施設又は設備を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められる場合
 - (3) 営利を目的として利用するおそれがあると認められる場合
 - (4) 感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。以下同じ。）にかかり、感染症がまん延するおそれがあると認められる場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認める場合
- （使用料）

第6条 市長は、センターの利用をするもの（以下「利用者」という。）から別表に掲げる使用料を徴収する。

（使用料の徴収時期）

第7条 使用料は、利用者がその利用を申し出たときに徴収する。ただし、回数利用券による場合にあっては、これを発行するときに徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別な理由があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

（使用料の免除）

第8条 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の還付等）

第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

2 市長は、第7条第2項の規定による使用料の納付期日の決定を受けてその使用料を納付していない利用者が、前項ただし書の規定による特別な理由があると認める場合に該当するときは、その使用料の全部又は一部を徴収しないことができる。

（行為の禁止）

第10条 利用者は、センター内において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他のものに迷惑を与える行為
- (2) 施設又は設備を損傷する行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認める行為
(行為の中止等の命令)

第11条 市長は、前条又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているものに対し、行為の中止、原状回復又はセンターからの退去を命じることができる。

(損害賠償)

第12条 利用者は、センターの施設又は設備を損傷し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。
(指定管理者による管理)

第13条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第14条 センターの指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたものうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、センターの指定管理者として指定するものとする。

- (1) センターの平等利用が確保されること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 休館日又は開館時間の変更に関する業務。ただし、休館日又は開館時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 施設の利用に関する業務
- (3) 使用料の納付期日を定める業務
- (4) 使用料の免除に関する業務
- (5) 第11条に規定する処分に関する業務
- (6) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (7) その他センターの管理上、市長が必要と認める業務
(秘密を守る義務)

第16条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第17条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年3月21日から施行する。

附 則（平成18年条例第71号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第25号）

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成19年新潟市規則第168号で同19年8月1日から施行）

別表（第6条関係）

区分			使用料の額	
入館料	中学生以上の者	1人1回につき	500円	
		回数利用券（1回券11枚つづり）	5,000円	
	小学生以下の者	1人1回につき	300円	
		回数利用券（1回券11枚つづり）	3,000円	
	市内に住所を有する65歳以上の者	1人1回につき	300円	
		回数利用券（1回券11枚つづり）	3,000円	
部屋使用料（入館料の外）	個室	3時間まで	2,000円	
		3時間を超えた場合その超えた時間1時間につき	500円	
	中広間	3時間まで	6,000円	
		3時間を超えた場合その超えた時間1時間につき	1,500円	
	大広間	全体を使用する場合	3時間まで	9,000円
		3時間を超えた場合その超えた時間1時間につき	2,000円	
		一部（28畳）を使用する場合	3時間まで	5,500円
		3時間を超えた場合その超えた時間1時間につき	1,200円	
	一部（17.5畳）を使用する場合	3時間まで	3,500円	
		3時間を超えた場合その超えた時間1時間につき	800円	

備考 部屋の利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。